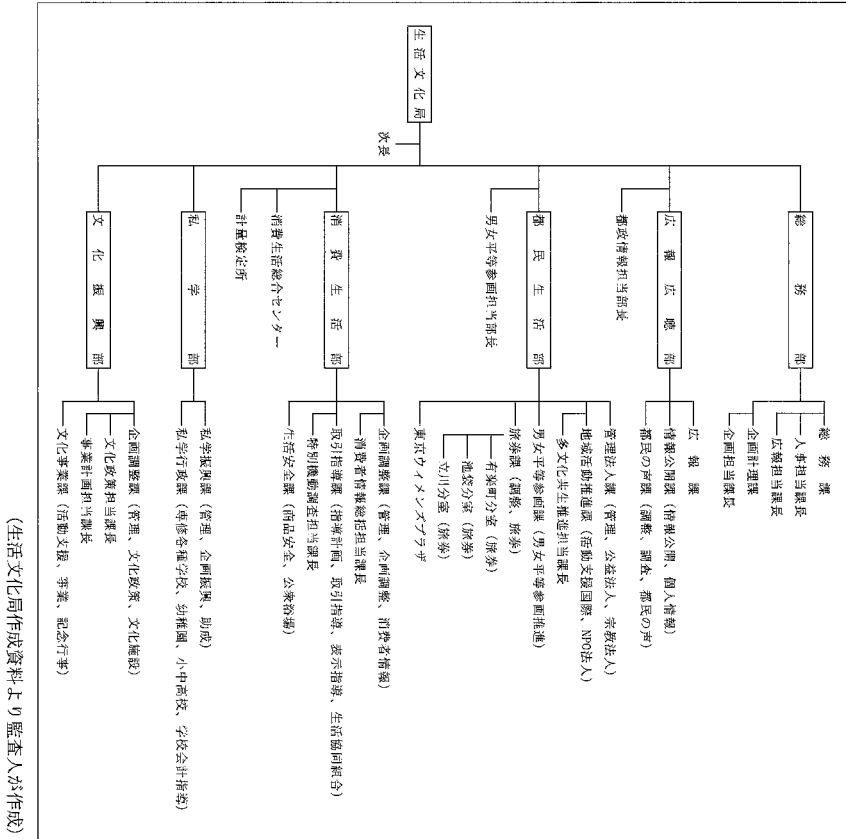


(2) 組織の状況について

平成27年4月1日現在、生活文化局の組織は図C1-3-1のとおりである。

図 C1-3-1 生活文化局の組織図 (平成27年4月1日現在)



4. 平成26年度における歳入歳出の予算決算について

(1) 平成26年度における歳入予算決算について

平成26年度の歳入に係る予算現額及び決算額(収入済額)は、表C1-4-1のとおりである。

表 C1-4-1 平成26年度における歳入の予算現額及び決算額(収入済額)

項 目	科目名	予算現額 (百万円)	収入済額 (百万円)	構成割合 (収入済額) (%)	差額 (百万円)
07 使用料及手数料	01 使用料	1,219	1,264	2.8	44
	02 手数料	63	74	0.2	11
08 国庫支出金	01 手数料	1,155	1,189	2.7	33
	02 国庫補助金	42,765	37,896	84.7	△4,868
09 委託金	01 国庫補助金	42,750	37,859	84.6	△4,891
	02 委託金	15	37	0.1	22
10 財産収入	01 財産運用収入	60	60	0.1	△0
	02 財産収入	60	60	0.1	△0
11 雑収入	01 雑収入	60	60	0.1	△0
	02 雑収入	60	60	0.1	△0
12 諸収入	01 雑収入	60	60	0.1	△0
	02 雑収入	60	60	0.1	△0
03 基金繰入金	01 雑収入	3,132	4,910	11.0	1,778
	02 基金繰入金	3,132	4,910	11.0	1,778
04 貸付金元利収入	01 雑収入	576	592	1.3	16
	02 貸付金元利収入	576	592	1.3	16
05 弁償金及報償金	01 雑収入	521	524	1.2	3
	02 弁償金及報償金	521	524	1.2	3
06 物品売却代金	01 雑収入	31	17	0.0	1
	02 物品売却代金	31	17	0.0	1
07 雑収入	01 雑収入	23	49	0.1	25
	02 雑収入	23	49	0.1	25
合計		47,754	44,724	100.0	△3,030

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C1-4-1を見ると、歳入全体の収入済額 447 億 24 百万円のうち、84.7%を占めるのが「国庫支出金」であり、これは「国庫補助金」と「委託金」から構成されている。「国庫支出金」の大部分を占める「国庫補助金」の54.2%を占めているのが私立学校に係る「高等学校等就学支援金交付金」205 億 47 百万円であり、44.1%を占めているのが私立学校に係る「経常費」167 億 2 百万円である。

したがって、歳入の「国庫支出金」は、主に私立学校に関する国負担分を受け入れたことによるものと言える。なお、「国庫補助金」の収入済額が予算現額を48億91百万円下回っているが、これは「高等学校就学支援金交付金」及び「経常費」の交付決定額が45億95百万円減少したことが主な原因である。

また、「繰入金」は、収入済額が49億10百万円となっており、歳入全体の11.0%を占めている。この「繰入金」は、「高等学校等生徒学支援基金繰入金」をはじめとした基金からの繰入金で構成されている。なお、「基金繰入金」の収入済額が予算現額を17億78百万円上回っているのは、主に高等学校等生徒学支援基金事業の終了に伴う国庫返還分を繰り入れたことの影響による。

さらに、「使用料及手数料」は、収入済額が12億64百万円となっており、歳入全体の2.8%を占めている。この「使用料及手数料」のうち、大部分が「手数料」である。なお、この「手数料」の収入済額が予算現額を33百万円上回っているのは、主に旅券申請件数が増加したことに伴い、旅券発給手数料収入が増加した影響による。

(2) 平成26年度における歳出予算決算について

平成26年度の歳出に係る予算現額及び決算額（支出済額）は、表C1-4-2のとおりである。

表C1-4-2 平成26年度における歳出の予算現額及び決算額（支出済額）

款	科目名	予算現額 (百万円)	支出済額 (百万円)	構成割合 (支出済額) (%)	不用額 (百万円)
04	生活文化費	28,939	27,071	13.9	1,868
	生活文化費	28,939	27,071	13.9	1,868
13	学務費	177,142	166,664	85.6	10,477
	私立学校振興費	174,926	165,525	85.0	9,400
	育英資金費	2,216	1,138	0.6	1,077
17	諸支出金	948	948	0.5	0
	諸費	948	948	0.5	0
合計		207,029	194,683	100.0	12,346

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表C1-4-2を見ると、歳出で最も大きい支出となっている科目が「学務費」の大部分を占める「私立学校振興費」1,655億25百万円であり、歳出全体の85.0%を占める。これは、主に私立学校の運営費や管理費等の補助金の交付など私立学校の振興のための経費支出によるものである。また、そのうちの一部は、国庫補助事業であることから、これに対応した歳入を「国庫支出金」として受け入れている。なお、「私立学校振興費」の支出済額が予算額を94億円下回ったのは、主に、私立高等学校等就学支援金の実績及び私立学校安全対策促進事業費の補助実績が予算積算時と比べ少なかったことによる。

また、「生活文化費」については、私学部以外の部署全般にわたる科目となっている。すなわち、「生活文化費」は、生活文化行政に係る職員の人件費等から構成される「管理費」33億68百万円、広報広聴部所管経費としての「広報広聴費」25億75百万円、都民生活部所管経費としての「都民生活費」23億65百万円、消費生活部所管経費としての「消費生活対策費」16億46百万円、計量検定所の管理運営に要する経費としての「計量検定所費」3億47百万円及び文化振興部所管経費としての「文化振興費」167億68百万円から構成されている。なお、「生活文化費」の支出済額が予算額を18億円68百万円下回ったのは、文化振興施策経費の実績減や落札差金の発生などが主な原因である。

II 生活文化局の各部における実施事業について

生活文化局は、広報広聴及び情報公開のための施策、都民生活・男女平等参画推進の施策、消費生活の安定と向上のための施策、私学振興のための施策、文化振興のための施策の5つの機能を担っているが、表C2-0-1のとおり、それぞれの施策について所管組織が分かれている。

表C2-0-1 生活文化局の各部の所管組織

生活文化局の機能	所管組織
広報広聴及び情報公開のための施策	1. 広報広聴部
都民生活・男女平等参画推進の施策	2. 都民生活部
消費生活の安定と向上のための施策	3. 消費生活部・消費生活総合センター・計量検定所
私学振興のための施策	4. 私学部
文化振興のための施策	5. 文化振興部

(生活文化局「事業概要 平成27年版」より監査人が抜粋)

1. 広報広聴部について

(1) 広報広聴部の事業内容について

広報広聴部において行われる広報広聴及び情報公開のための施策の目的は、都政の情報を都民に迅速に知らせるとともに、都民の多様な声を集約し、都政に反映させることにより都民と都政のより良いコミュニケーションを図ることにある。このため、広報広聴部と各局広報・広聴部門との密接な連携に努め、都政の重要課題や都民の関心の高い事業を中心に、積極的に広報広聴活動を展開するとともに情報公開制度や個人情報保護制度の円滑な運営にも努めている。さらに、2020年東京オリムピック・パラリンピック競技大会を見据え、国内外の人々に対し東京の魅力や都政の情報を効果的に発信している。

広報広聴部は大きく分けて、広報課、都民の声課、情報公開課の3つに分かれておりそれぞれに事務分掌されている。

① 広報課

広報広聴部広報課は、都政全般にわたる広報を所管する部門として、「広報東京都」、テレビ・ラジオ及びインターネット等の媒体により、都民に対して都政情報の提供を行っている。また、「とちようーい」やジテイホールテレビ(CHIV)による職員向け広報を行っている。

さらに、庁内各局との会議の開催や連絡調整を行うとともに、他の道府県等とも情報交換するなど、広報広聴活動の向上に努めている。

② 都民の声課

広報広聴部都民の声課は、都民の声を広く取り入れ都政に反映させていく役割と、都民の提言・苦情・要望を受け付け、適切に対応する機能が求められている。そのため、都民の声を取り入れるための事業として、世論調査やインターネット都政モニター調査を実施するとともに、都への提言・苦情・要望を受け付け適切に対応するために各局へ内容を伝達し、集計・分析を行うほか、相談対応を行っている。

また、都民情報ルームによる情報提供を行っている。

③ 情報公開課

広報広聴部情報公開課は、都民に対する都政の説明責任を全うし、開かれた都政の推進を図るため、情報公開制度を運用するとともに、個人情報の取扱いの適正化を通じて個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護制度を運用している。

(2) 広報広聴費及び都政広報の予算概要について

表C2-1-1に記載のとおり、平成26年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の広報広聴費は27億72百万円であり、このうち8割超を都政広報に係る費用が占める。また、表C2-1-2のとおり、都政広報に係る当初予算額24億2百万円のうち、6割超をテレビによる広報が、約3割を広報紙による広報が占めていることが分かる。

つまり、広報広聴費全体で見ても、テレビによる広報が5割超を、広報紙による広報が2割超を占めることとなる。

表 02-1-1 広報広聴費に係る平成26年度の当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	広報広聴費に占める割合(予算) (%)
都政広報	2,402,634	2,288,177	86.7
都庁総合ホームページの運営	43,558	18,763	1.6
シニアホールテレビの運営	54,148	38,268	2.0
情報公開事務	61,044	38,822	2.2
調査広報	35,974	38,678	1.3
都民の声事業	103,646	94,456	3.7
広報広聴企画調整等	71,457	57,841	2.6
合計	2,772,461	2,575,005	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 02-1-2 広報広聴費のうち都政広報に係る平成26年度の当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	都政広報に占める割合(予算) (%)
広報効果の測定	7,522	6,571	0.3
都政	1,353	514	0.1
新聞広告等	47,534	42,600	2.0
都政記録写真	13,205	10,271	0.5
都市広報	40,110	10,428	1.7
テレビ・ラジオの企画取材	6,072	5,672	0.3
テレビ	1,497,359	1,465,745	62.3
ラジオ	113,530	109,413	4.7
広報東京都(印刷版)	634,724	568,636	26.4
広報東京都(点字版・テープ版)	41,225	34,060	1.7
その他	-	34,267	-
合計	2,402,634	2,288,177	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

2. 都民生活部について

都民生活部は、幅広く都民生活に支援を行い、都民サービスの向上を図るため、地域の国際化、法人の許認可、男女平等参画に関する施策の推進、女性活躍推進の気運醸成及び旅券の発給等の事務を行っている。

(1) 都民生活部の事業内容について

① 地域活動・国際化の推進について

都は、ボランティア・NP0等の活動や町内・自治会活動を支援するとともに、外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的、専門的な検討を行い、多文化共生に向け、外国人に係る都の施策に反映させている。主な事業は次のとおりである。

・防災(語学)ボランティア

災害発生時に被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・選考・登録するものである。平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

・東京都太田記念館の管理運営

故太田宇之助氏から日中友好のために寄贈を受けた施設である太田記念館を、生活文化局所管施設として管理運営している。

・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、日本を訪れる外国人が安心して滞在できる環境を整えるため、街中で外国人に積極的に関わり、簡単な外国語で案内等の手助けをする語学ボランティアを、2019(平成31)年度までに3万5千人を目標に育成している。

・地域活動の促進

都民による自主的・自発的なボランティア活動等の市民活動の促進を図るとともに、行政とNP0・ボランティア・企業等との協働を推進していくため、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの運営費補助等を行っている。

・「地域力」向上に向けた取組
 地域の課題を解決するために、地域活動の担い手である町内・自治会が取り組む事業に都が直接助成を行う「地域の底力再生事業助成」を実施している。

② 法人の許認可等について

公益認定法等に基づき、東京都公益認定等審議会及び会計部会を設置・運営し、公益認定を行うとともに、公益法人等の継続的な指導監督を行っている。その他宗教法人の認証等に関する事務、特定非営利活動法人の認証等に関する事務等を行う。

③ 男女平等参画施策の企画調整について

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することや、国、道府県、区市町村との連携会議の開催等により、情報交換を行い連携の推進を図っている。

④ 東京ウイメンズプラザの運営について

東京ウイメンズプラザは豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的・実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を実施している。

⑤ 渡航事務について

都民の海外渡航に必要な旅券発給に関する事務、渡航相談等を行っている。

表 C2-2-1 都の旅券窓口

所 在 地	旅券課 (新宿)	有楽町分室	池袋分室	立川分室
2-8-1 都議会議事堂地下 1階	千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館2階	豊島区東池袋3-1-3 サンシャインシティ イ・ワールドインポ ートパーク5階	立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店9階	
面積	951.86 m ²	1,173.13 m ²	556.58 m ²	795.42 m ²
開設	昭和63年5月1日	昭和40年6月1日	昭和53年11月1日	昭和53年11月1日

(生活文化局「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

(2) 都民生活部の所管施設について

① 東京ウイメンズプラザについて

(i) 東京ウイメンズプラザの概要について

東京ウイメンズプラザは平成7年11月に開館し、平成13年4月に直営化した。平成13年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布され、これを受けて都として対応すべく、平成14年4月に配偶者暴力相談支援センター機能を設置した。

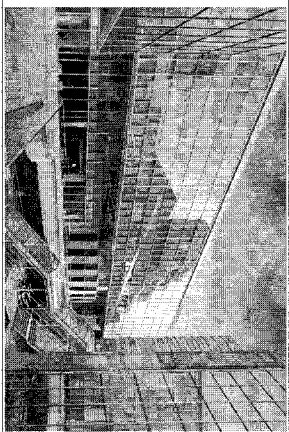
東京ウイメンズプラザは、246席の円形ホールを有しており、講演会やコンサートを実施することが可能な施設である。また、施設を利用する際に幼児を預けることが可能な保育室も完備され、利用人数に応じた複数の大きさの会議室や視聴覚室を有している。さらに、男女平等参画社会の実現を目指す研究・活動や女性に関する様々な問題を解決するために、必要な図書、行政資料、民間団体やグループ等が発行する資料、雑誌、新聞、ビデオなどの資料を幅広く収集し、情報を提供する男女平等参画のための専門図書館も有している。

東京ウイメンズプラザにおける主な事業は、以下のとおりである

- ・ 講座・研修事業…男女平等参画を推進するための講座・研修を実施
- ・ 相談事業…一般相談、法律相談、男性のための悩み相談等
- ・ 図書資料室の運営…男女平等参画に関する情報の収集・提供
- ・ 施設の提供…男女平等参画の推進に関する講演会、研究会等のためのホール・会議室等の貸出
- ・ 配偶者暴力相談支援センター事業…配偶者からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援、暴力防止のための事業

東京ウイメンズプラザの施設の概要及び組織図並びに沿革は表C2-2-2及び図C2-2-1並びに表C2-2-3のとおりである。

表C2-2-2 東京ウイメンズプラザの施設の概要

項目	概要
施設名	東京ウイメンズプラザ
所在地	東京都渋谷区神宮前5-53-67
開館年月	平成7年11月
施設内容	ホール、視聴覚室、会議室、講師控室、保育室、ワーキングルーム、交流コーナー、ロッカー
設立目的	女性の社会的地位の向上と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加及び参画の促進を図り、もって豊かで平和な男女平等社会の実現に寄与するため
管理運営形態	都直営
開館時間	月曜日～土曜日：9時～21時、日曜日・休日：9時～17時 (図書資料室の開館時間) 月曜日～土曜日：9時～20時、日曜日・休日：9時～17時 臨時休館日(原則、毎月第3水曜日)、7月第3日曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで) (図書資料室の休館日) 上記及び図書整理期間(年間約5日間)
休館日	上記及び図書整理期間(年間約5日間)
入館料	無料
構造、施設規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階
延床面積	4,586.42㎡
建物賃借契約先	東京都土地信託共同受託者 三井住友信託銀行株式会社(代表受託者) みずほ信託銀行株式会社
設置根拠	東京ウイメンズプラザ条例(平成7年3月16日 条例第20号)
写真	

(生活文化局作成資料、東京ウイメンズプラザホームページより監査人が作成)

図 C2-2-1 東京ウイメンズプラザの組織図 (平成 26 年度末現在)

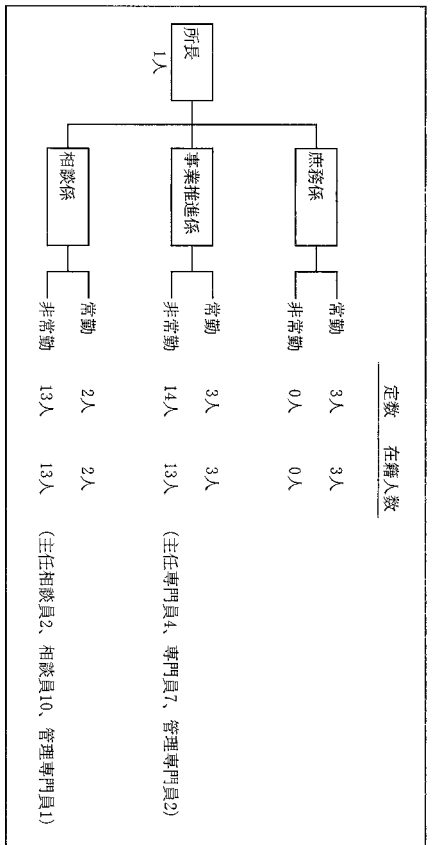


表 C2-2-3 東京ウイメンズプラザの沿革

年月	沿革
昭和 54 年 4 月	東京都婦人情報センターを都立日比谷図書館内に開設
昭和 59 年 6 月	東京都飯田橋庁舎に移転
平成元年 4 月	「東京ウイメンズプラザの基本構想」発表
平成 4 年 4 月	東京都婦人情報センターを東京都女性情報センターと改称
平成 4 年 7 月	財団法人東京女性財団を設立し、管理・運営を委託
平成 7 年 11 月	東京ウイメンズプラザ開館
平成 11 年 6 月	男女共同参画社会基本法 施行
平成 12 年 3 月	東京都男女平等参画基本条例 制定
平成 13 年 4 月	東京ウイメンズプラザ直営化
平成 13 年 10 月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 施行
平成 14 年 4 月	東京ウイメンズプラザに配偶者暴力相談支援センター機能を設置

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(3) 都民生活費の予算概要について

表 C2-2-4 に記載のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の都民生活費は 24 億 63 百万円であり、このうち 8 割近くを東京ウイメンズプラザの運営及び海外渡航相談及び旅券発給が占める。
 また、表 C2-2-5 のとおり、東京ウイメンズプラザの運営に係る当初予算額 9 億 63 百万円のうち、東京ウイメンズプラザが入居するコスモス青山の賃借料等が 7 割超を、管理運営(委託費)が 1 割超を占めることが分かる。
 さらに、表 C2-2-6 のとおり、海外渡航相談及び旅券発給に係る当初予算額 9 億 9 百万円のうち、業務委託費が約 5 割、分室賃借料が約 3 割を占めている。

表 C2-2-4 都民生活費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	予算額 (千円)	決算額 (千円)	都民生活費に占める割合(予算) (%)
市民活動の促進	258, 913	242, 638	10. 5
国際交流事業	130, 389	115, 941	5. 3
外国人に対する防災情報提供対策の強化	9, 295	8, 781	0. 4
男女平等参画施策の企画調整	25, 676	67, 953	1. 0
東京ウイメンズプラザの運営	963, 551	947, 798	39. 1
海外渡航相談及び旅券発給	909, 184	833, 803	36. 9
「地域力」向上に向けた取組	166, 895	148, 436	6. 8
合計	2, 463, 903	2, 365, 350	100. 00

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表C2-2-5 都民生活費のうち東京ウイメンズプラザの運営に係る平成26年度当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	運営費に占める 割合(千算) (%)
東京ウイメンズプラザ貸借等	706,744	706,740	73.3
男女平等参画推進事業	46,235	48,340	4.8
相談事業	17,671	15,680	1.8
配偶者暴力相談支援センター	40,501	39,556	4.2
管理運営	138,754	120,654	14.4
女性の活躍支援	13,646	16,828	1.4
合計	963,551	947,798	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表C2-2-6 都民生活費のうち海外渡航相談及び旅券発給に係る平成26年度当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	海外渡航相談及び 旅券発給費用 に占める割合 (千算) (%)
業務委託(申請受付、電話案内等)	436,759	379,041	48.0
分室賃借	303,462	300,212	33.4
人件費(非常勤職員、共済費等)	106,143	102,051	11.7
その他事務費	62,820	52,499	6.9
合計	909,184	833,803	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

3. 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所について

(1) 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所の事業内容について

都の消費生活行政は、商品事故、取引被害を防止するとともに、表示の適正化などにより消費者の適切な商品選択の確保を講じるとともに、消費者の生活を守るための諸施策を推進している。同時に、消費者と事業者間の構造的な情報力、交渉力の格差を埋めるため、消費生活相談、消費者教育、消費者への情報の提供等を通じた消費者支援を行うことにより、消費者が自己責任に基づいた行動ができる環境整備を目指している。消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所が所管する主な事業は以下のとおりである。

表C2-3-1 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所の主な事業

項目	概要
消費生活行政の企画調整 ①企画調整 ②消費生活調査	消費生活に係る社会経済状況の変化に的確に対応し、消費生活関連施策を着実に推進するため、各種企画調整、情報の収集、調査分析等を行っている。
取引指導事業 ①取引指導 ②表示適正化対策	不適正な取引や表示に対する調査等を行い、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行っている。
安全対策事業	商品・サービスの利用に伴う危害・危険を防止するための情報収集や調査分析を行い、その結果を都民に提供することで都民の安全な消費生活の確保に努めている。
消費生活協同組合の育成指導	消費生活協同組合法に基づく許認可、検査等を行うほか、各種相談、業務運営上の各種調査・指導等を行っている。
公衆浴場対策	都民の入浴機会を確保し、適正な公衆衛生水準を維持するために必要な公衆浴場に対する各種助成策を実施するとともに、東京都公衆浴場対策協議会の意見を聴取しつつ、適正な入浴料金統制額の決定を行っている。
消費生活センター事業 ①消費生活相談事業 ②情報提供、消費者教育及び活動支援	消費生活を支援するため、消費生活相談、消費生活情報の提供及び被害防止啓発、消費者教育、消費者活動支援及び相談ブース等を行っている。
計量の適正化	適正な計量の実施を確保するため、製造・修理・販売事業者及び計量証明事業者の届出・登録等、各種特定計量器等の検定・検査及び普及啓発等の事業を実施している。

(生活文化局「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)